

# 香川県報



第 21 号

平成 17 年

3月15日(火曜日)

## 目次

### 告示

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 字の区域に編入する旨の届出 (自治振興課) 一
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (二件) (水産課) 一
- 道路の供用開始 (道路保全課) 二
- 道路の区域変更及び供用開始 ( ) 二
- 公 告 ( ) 二
- 争議行為を行う旨の通知 (二件) (労働政策課) 三
- 土地改良事業の認可 (土地改良課) 三
- 土地改良区の役員の就任の届出 ( ) 三
- 土地改良区の役員の退任の届出 ( ) 三
- 平成十七年香川県公告第四百十一号（土地改良事業の適否決定）の一部訂正 ( ) 三

### 選挙管理委員会告示

- 地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等 四
- 平成十六年香川県選挙管理委員会告示第一百七十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部訂正 四

## 告示

香川県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表

の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年三月九日から編入する旨、綾南町長から届出があった。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真鍋武紀

上欄	綾歌郡綾南町大字羽床下字清永
下欄	綾歌郡綾南町大字羽床下字奥谷七五二の二

香川県告示第四百四十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、坂手加入区について、平成十三年香川県告示第四百十一号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月十二日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第五百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、北浦加入区について、平成十三年香川県告示第四百十一号による保険に付すべき義務は、平成十七年三月十二日限り消滅したので告示する。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第五百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月十五日から同年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真鍋武紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 北風戸積浦線(二百五十六号)  
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡直島町字積浦四七七五番三地先から 香川郡直島町字姫宮五一八番六地先まで	一・一・六 二六・八	一七四	平成十二年 香川県告示 第八百十八 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十七年三月十五日

香川県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年三月十五日から同年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(一般)

二 路 線 名 北風戸積浦線(二百五十六号)

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
香川郡直島町字神子持六二二番一 地先から 香川郡直島町字姫宮六一八番一 地先まで	六・〇 四・六	四・六 一〇・四	一〇四	一〇四	離島道路改 良工事にと もなうバイ パス新設

四 供用開始の期日 平成十七年三月十五日

公 告

香川県告示第百六十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川医療生活協同組合職員労働組合執行委員長中西律子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十七年三月三日通知があつた。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事 件

平成十七年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日 時

平成十七年三月十七日午前零時以降、要求実現までの間

三 場 所

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 香川医療生活協同組合       | 高松市栗林町一丁目三 二四 |
| 高松平和病院           | 高松市栗林町一丁目三 二四 |
| 善通寺診療所           | 善通寺市上吉田町六 八九  |
| 生協みき診療所          | 木田郡三木町氷上一 一一一 |
| 生協へいわ歯科          | 高松市栗林町一丁目三 二四 |
| コープ歯科まるがめ        | 丸亀市川西町北一三五七 四 |
| 老人保健施設「虹の里」      | 高松市栗林町一丁目三 二四 |
| 訪問看護ステーション「ひまわり」 | 高松市栗林町一丁目八 八  |
| 訪問看護ステーション「ほがらか」 | 善通寺市上吉田町六 八九  |
| 訪問看護ステーション「みき」   | 木田郡三木町氷上一 一一一 |
| 老人介護支援センター「ほのほの」 | 高松市栗林町一丁目三 二四 |
| ヘルパーステーション「虹の里」  | 高松市栗林町一丁目三 二四 |

ヘルパーステーション「ほがらか」 善通寺市上吉田町六八八

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

香川県公告第六十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、香川県労働者医療福祉会職員労働組合執行委員長古川美和から次のとおり争議行為を行う旨、平成十七年三月三日通知があった。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十七年春闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十七年三月十七日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

香川勤労者医療福祉会

高松協同病院

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

香川県公告第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 踊池地区）を行うことについて平成十七年三月一日認可した。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市東植田土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の内任  
種類 氏名 住居 所 就任年月日

理事 久保 全 高松市東植田町一〇九五番地 平成一七、二、一九

〃 溝淵 美園 〃 〃 二二四九番地二 〃

〃 須和 清 〃 〃 二六二番地二 〃

香川県公告第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川町南部土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の内任  
種類 氏名 住居 所 退任年月日

理事 吉田 正行 香川郡香川町大字川東下一二二五番地 平成一七、一、一四

香川県公告第七十一号

平成十七年香川県公告第四百一十一号（土地改良事業の適否決定）の一部を次のように訂正する。

平成十七年三月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）（西山地区）」を「単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）（西原地区）」に改める。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登

録に伴う地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数(その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。)は、次のとおりである。

平成十七年三月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

五分の一の数	一六、七一六人
三分の一の数	二〇五、九六一人
県議会議員各選挙区における三分の一の数	九一、二九〇人
高松市選挙区	二一、七三六八
丸亀市選挙区	二〇、五七九人
坂出市選挙区	九、五〇〇人
善通寺市選挙区	二一、〇三三人
観音寺市選挙区	一五、四二一人
さぬき市選挙区	一〇、五三二人
東かがわ市選挙区	九、六九四人
小豆郡選挙区	七、九九四人
木田郡第一選挙区	六、七四六八
木田郡第二選挙区	九、八八三人
香川郡選挙区	二一、五七七人
綾歌郡選挙区	八、九五五人
仲多度郡第一選挙区	六、五六四人
仲多度郡第二選挙区	二〇、一一一人
三豊郡第一選挙区	五、九八五人
三豊郡第二選挙区	

香川県選挙管理委員会告示第十六号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党香川県傷痍軍人会支部から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年香川県選挙管理委員会告示第一百七号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正する。

平成十六年三月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

政党の支部の部自由民主党香川県傷痍軍人会支部のうち1中	
「1 収入総額	76,575円」を
「1 収入総額	76,574円」に
「 本年收入額	31,351円」を
「 本年收入額	31,350円」に改め
同部自由民主党香川県傷痍軍人会支部のうち3中	
「3 密掛への繰越額	72,455円」を
「3 密掛への繰越額	72,454円」に改め
同部自由民主党香川県傷痍軍人会支部のうち4中	
「 その他の収入	1円
1件10万円未満の収入	1円
合計	31,351円」
合計	31,350円」に改める。